

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることがある。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県企業局財務規程（昭和 44 年福島県企業局管理規程第 8 号。以下「規程」という。）第 197 条第 1 項第 5 号の規定により免除するものとする。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規程第 178 条に定める契約保証金は、契約代金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、規程第 179 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(6) 委託の期間

委託の期間は、入札公告に記載のとおりとする。ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から 7 日以内において発注者が指定する日とする。

(7) 委託契約書

別紙業務委託契約書（案）による。

(8) 契約の確定時期

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により発注者及び受注者が契約書に記名押印したときに確定する。

(9) 個人情報の保護

個人情報を取り扱う場合は、福島県個人情報保護条例（平成 6 年福島県条例第 71 号）第 9 条の規定により、契約書に個人情報の保護についての条文を追加すること。

契約の保証について（委託）

- 1 落札者は、業務委託契約書案の提出とともに、以下(1)から(4)までのいずれかの書類を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

- [注] ア 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、出納取扱金融機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、出納取扱金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。
- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ウ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- エ 請負者は、発注者へ業務委託の成果品の引渡し後、契約保証金の払渡しを求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保として有価証券に係る預かり有価証券領収書の提示

- [注] ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及びその担保価額は、次のいずれかに限るものとする。
- ア 福島県債証券 額面全額
- イ 国債証券 額面金額の10分の8
- イ 預かり有価証券領収書は、福島県企業局いわき事業所に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- ウ アの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。
- エ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- オ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- カ 請負者は、発注者へ業務委託の成果品の引渡し後、有価証券の払渡しを求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

- [注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄は、「福島県企業局いわき事業所長」と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る業務委託の名称の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更、工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ケ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた補償金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

コ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ業務委託の成果品の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

[注] ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、低額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄は、「福島県企業局いわき事業所長」と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の100分の5の金額以上とすること。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ク 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

- 2 1の規定にかかわらず、落札額が300万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が300万円以上となるときには、福島県工事請負契約約款第4条に規定する契約の保証を付するものとし、この場合は1の規定を準用する。